

葉山町レスポンスブルーツリズム推進アクションプラン

海・人・山が葉山の歩幅

～暮らしのそばにある旅先～

2026 年 7 月

1 目的

三浦半島の西北部に位置する葉山町（以下「本町」という。）は、古くから避暑避寒の地として知られ、国内外問わず観光客が訪れています。観光客に宿泊施設を利用して滞在していただくことにより、本町の魅力である美しい自然環境や暮らしを深く体験することは、地域経済の活性化だけでなく、本町のファンを増やし、「いつかは葉山へ」と将来の移住にもつながっていく可能性があります。一方、本町には大規模な商業地域がなく、商店などと一般住宅が非常に近接していることから、主に住宅宿泊事業法における住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）や旅館業法における一棟貸しの簡易宿所を利用する観光客の行動によって、生活環境への影響が生じています。

行政は町民の命を守る責務があります。事業者は観光客・宿泊客の命を守る責務があります。命を守るとは、生命の維持というだけでなく、安全・安心に暮らす・過ごせる環境を作ることです。

安全・安心な環境を作るということは、設備などのハード面の整備だけでなく、心理的安全性の確保に向けて努力することです。それは、町民にとっては、観光客や宿泊客に地域や暮らしに配慮していただき、穏やかな日々の暮らしを安心して過ごすことができること、観光客や宿泊客にとっては、地域に受け入れていただき、葉山の魅力を安心して深く体験できることです。

そこで、住宅宿泊事業法や旅館業法に基づく指導権限を有していないことから、本町は「レスポンスブルツーリズム（責任ある観光）」の観点のもと、事業者には町民の暮らしに寄り添った事業を、観光客や来訪者には地域に配慮した行動をお願いしたいと考えています。

レスポンスブルツーリズムとは、観光客や来訪者が地域社会や自然環境へ及ぼす影響について配慮した行動をとり、住民の暮らしや文化を尊重し、持続可能な発展を目指す観光スタイルのことです。

葉山町レスポンスブルツーリズム推進アクションプラン（以下「本プラン」という。）は、本町におけるレスポンスブルツーリズムを推進していく上で、行政と事業者が協働で実施する具体的な内容を定めるものとします。

なお、時勢の変化や取組み内容の拡充・変更等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行います。

2 関係法令等

本プランは、次の関係法令・施策等に基づき推進していきます。

- ・住宅宿泊事業法（平成 29 年 6 月 16 日号外法律第 65 号）
- ・旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 138 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号）
- ・住宅宿泊事業法第 18 条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例
（平成 30 年 3 月 30 日条例第 26 号 神奈川県）
- ・住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針
（平成 30 年 6 月 15 日施行 神奈川県）
- ・葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
（平成 7 年 9 月 29 日条例第 14 号）
- ・はやまエシカルアクション（令和 4 年 6 月 1 日開始）

上記を受けて、本町は条例による規制ではなく本プランを推進することで、観光客や来訪者の行動変容を促し、町民と観光客・来訪者の共生を実現します。その結果、持続可能な観光の発展や関係人口の創出だけでなく、今後も「いつまでも住み続けたい」「いつか住みたい」と思えるまちを目指します。

なお、2026 年 7 月現在、観光庁は「住宅宿泊事業の営業日数を 0 日とし、実質的に営業を禁止できるエリアをつくる条例改正を可能とする」旨の方針を固めたという報道がされていますが、本町においては動向を注視し、必要に応じて適宜対応を検討します。

3 葉山町の観光の現状

(1) 葉山町の観光の特徴

本町の観光の特徴は、夏の海水浴客や「葉山女子旅きっぷ」の利用客、山へのハイキング客などを中心に一年を通じて多くの観光客が訪れますが、神奈川県入込観光客調査結果によると、日帰り観光客が多く宿泊観光客は少ない結果となっています。これは、首都圏から近いという地理的な特徴や、ホテルなどの大型宿泊施設が少ないといった要因によるものと考えられますが、宿泊客数は徐々に増加傾向にあります。

表1 入込観光客数年次別推移

単位：千人／％

区分	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
延観光客数	448 / 100	519 / 100	613 / 100	638 / 100	601 / 100
宿泊客数	18 / 4.0	24 / 4.6	33 / 5.4	34 / 5.3	36 / 6.0
日帰り客数	431 / 96.0	495 / 95.4	579 / 94.6	604 / 94.7	565 / 94.0

神奈川県入込観光客調査より

(2) 葉山町の宿泊施設の現状

本町のホテル・旅館、簡易宿所、民泊等の宿泊施設数は、ホテル・旅館よりも簡易宿所・民泊が多く、特に民泊は増加していることがわかります。本町にはホテル・旅館や簡易宿所が営業できる用途地域が限定されており、また、商店などと一般住宅が非常に近接しているという特徴を踏まえると、民泊が実施しやすい地域だと言えます。

表2 宿泊施設種別数

単位：件

区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
ホテル・旅館	18	18	18	18	19
簡易宿所	23	27	29	33	35
民泊	21	20	23	32	42

神奈川県 HP より

民泊の人口 1,000 人あたりの届出件数を見ると、本町は箱根町、真鶴町に次いで県内 3 位と、神奈川県の中でも特に多いという状況がわかります。

表 3 人口 1,000 人あたりの市町村別民泊届出件数

順位	自治体名	件数 2026.3.31 時点	人口 2025.9.1 時点	人口 1,000 人 あたりの件数
1	箱根町	76	10,804	7.03
2	真鶴町	9	6,021	1.49
3	葉山町	42	30,340	1.38
4	鎌倉市	173	169,598	1.02
5	三浦市	30	38,834	0.77
6	湯河原町	14	21,733	0.64
7	大井町	11	17,136	0.64
8	逗子市	31	54,919	0.56
9	清川村	1	2,815	0.36
10	横須賀市	130※	367,293	0.35

※2026 年 4 月末時点の件数
神奈川県・横須賀市資料を基に本町が作成

4 葉山町レスポンスブルツーリズム

「海・人・山が葉山の歩幅 ～暮らしのそばにある旅先～

(1) 葉山町観光協会の取組み

葉山町観光協会は、町行政に先立ち「葉山町民と観光客の皆さまが一体となることで、この地の特別な空間を一緒に作り上げ、後世に残していきたい」と考え 2024 年 11 月にレスポンスブルツーリズムの啓発を始めました。このレスポンスブルツーリズムは「暮らすように旅するまち、葉山」と題され、5つのお願いを提案しています。

葉山レスポンスブルツーリズム — 暮らすように旅するまち、葉山 —

1. ちょっとだけでも NG！海や山のいきものは持ち帰らないで
2. 自己責任で！海や山の自然を楽しもう
3. このまちにゴミ箱はありません！ゴミは持ち帰ろう
4. 観光は徒歩と公共交通機関がおすすめ！車移動は注意が必要！？
5. 海岸以外の水着は NG！飲食店は事前予約がおすすめ

(2) 民泊・簡易宿所検討会議での検討

本町では、2024 年ごろから民泊の利用者への苦情を町行政としても認知しました。そこで、2025 年 5 月に、町内における民泊や一棟貸し等の住宅を用いた簡易宿所のあり方、事業者との連携等を検討するにあたって、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため、葉山町民泊・簡易宿所検討会議を設置しました。

この会議においては、町行政だけでなく、指導権限を有する神奈川県を担当機関である鎌倉保健福祉事務所、夜間・休日の苦情対応を担う神奈川県警察葉山警察署、近隣市である鎌倉市及び逗子市、さらに民間から葉山町観光協会や町事業者等に参加していただき、事例共有や今後の方向性を検討しました。

表 4 民泊・簡易宿所検討会議開催経過

	日付	内容
キックオフ会議	2025 年 4 月 24 日（木）	・講義「葉山町の目指すべき観光の姿」 ・町内の民泊届出状況 など
第 1 回	2025 年 5 月 29 日（木）	・住宅宿泊事業法の届出と苦情対応について ・町内の夜間の苦情事例について ・レスポンスブルツーリズムについて など
第 2 回	2025 年 12 月 4 日（木）	・事業者ヒアリングの結果 ・今後の取組み（案）

(3) 葉山町レスポンスブルツーリズム「海・人・山が葉山の歩幅～暮らしのそばにある旅先～」

葉山町観光協会の取組みや民泊・簡易宿所検討会議での討議内容を踏まえ、本町の地域・暮らしに合ったレスポンスブルツーリズムを検討しました。

本町には、大勢の人数が集まるようなレジャー施設、史跡、商業施設などはありません。その一方で、夏の海水浴シーズンや二子山山系等へのハイキング客など、美しく豊かな自然環境を求めて多くの方が訪れます。

また、InstagramなどのSNSの投稿を見ると、自然環境だけでなく、本町の小径や町並み、食べ歩きなどのまち歩き、つまり町の暮らしを楽しむ様子が多く投稿されています。こういった本町の観光の様子は、Instagramでの町の公式ハッシュタグ「#葉山歩き」で投稿された写真でも数多く見られ、この投稿などを基に本町が制作したフォトブック「ハヤマノート」は非常に好評で、第3弾まで発行しています。

この美しく豊かな自然環境や町民が紡いできた日々の暮らしは、本町の魅力であり、この魅力を楽しんでいただくことが本町の観光スタイルだと言えます。しかし、この魅力は町民の日々の暮らしと直結することから、地域の暮らしや文化への配慮は欠かせません。この魅力をただ消費するのではなく、地域をより深く体験してもらいたいからこそ、レスポンスブルツーリズムを推進し、宿泊客や来訪者に地域へ配慮していただきたいと考えます。

葉山の魅力である自然環境や日々の暮らしを、宿泊客や来訪者が町民とともに守り、さらに高めていくために、葉山町レスポンスブルツーリズムを「海・人・山が葉山の歩幅～暮らしのそばにある旅先～」と題し、葉山町観光協会と連携し、推進していきます。

葉山町レスポンスブルツーリズム

海・人・山が葉山の歩幅～暮らしのそばにある旅先～

1. 静けさという贅沢を楽しみましょう – 夜はお静かに –
2. 外出時のごみは持ち帰りましょう – 葉山は県内最多の28分別 –
3. 暮らしを感じる「葉山歩き」 – 公共交通機関を利用しましょう –
4. 生態系を守るために – 海や山のものは持ち帰らない –
5. 海や山のレジャーは自己責任で – 体調管理は万全に –
6. 地元のお店で、ていねいに – 濡れた水着・砂だらけは迷惑です –

5 行政のアクション

行政は、本プランを推進していくため、次のアクションを実施していきます。

(1) 賛同事業者登録制度の創設

本プランを事業者と連携し推進していくために、賛同事業者登録制度を創設し、賛同事業者を募ります。

(2) 葉山町レスポンスブルツーリズムの啓発

行政は、葉山町レスポンスブルツーリズムである「海・人・山が葉山の歩幅～暮らしのそばにある旅先～」を周知啓発し、町民・地域への理解及び宿泊客・来訪者の行動変容につなげていくため、啓発冊子の作成及び動画制作を行います。

この啓発冊子や動画は町観光協会と協働で作成し、本町のホームページのみならず、様々な場面での周知啓発に活用します。加えて、本プランの賛同事業者へ提供することで、宿泊客・来訪者の目に触れる機会の創出を図ります。

(3) 町民・地域及び事業者からの相談対応、県等への仲介

本町は事業者への指導権限を有していませんが、町民・地域からの相談・苦情等について、賛同事業者へ伝え、適切な対応を求めます。

また、賛同事業者から町へ相談等があれば、庁内の所管部署と連携し対応するか、もしくは県への仲介を行います。

(4) 賛同事業者の町ホームページでの周知啓発

賛同事業者の宿泊施設一覧を町ホームページ「はやまエシカルアクション賛同事業者・団体一覧」内に掲載することで、「町民・地域へ配慮している宿泊施設」ということを発信し、町民・地域だけでなく宿泊客・来訪者など、町内外へ広く周知啓発を行います。

6 賛同事業者のアクション

行政のアクションに賛同する事業者は、次のアクションを実施していきます。

(1) 賛同事業登録制度への登録

行政のアクションに賛同し、制度へ登録します。そして、次に掲げる各号の取組みを推進します。

(2) 周辺の生活環境悪化防止の取組み

ごみの適正排出、騒音防止、火災予防、受動喫煙防止など、関係法令に基づき、宿泊客に守らせるだけでなく、事業者としても真摯に取り組めます。

(3) 葉山町レスポンスブルツームの啓発

賛同事業者は、行政から提供されるレスポンスブルツーム啓発冊子・動画を活用し、次に示す方法等により宿泊施設の利用者へ周知啓発を行います。

① 啓発冊子

- ・ 宿泊施設の受付や部屋に配架し、宿泊客が手に取れるようにする。
- ・ 対面でのチェックイン時に、宿泊客へ冊子の説明をする。

② 啓発動画

- ・ 宿泊施設の部屋で動画を視聴できる仕組みを設ける。
- ・ 対面でのチェックイン時に、宿泊客に視聴させる。
- ・ 予約完了の連絡時に、YouTube のリンクをメールに記載するなどして、動画の視聴を宿泊客へ依頼する。

(4) 町民・地域及び行政からの相談対応

賛同事業者は、町民・地域及び行政からの相談・苦情等の要望に対し、適切に対応します。

既存の民泊事業者は、神奈川県「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」により、民泊の開業に際し、周辺住民への事前説明がなされていると考えていますが、事業実施後にも周辺住民もしくは地元町内会（自治会）等から説明等を求められた場合は、真摯な対応を行い、地元説明会などの開催を検討します。

新規に開業する民泊事業者は、神奈川県「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」での内容に加え、事前に地元町内会に周知します。なお、説明等を求められた場合は、真摯な対応を行い、地元説明会などの開催を検討します。